

令和5年4月豊橋市議会臨時会

○ 提出事件

予 算 案 1 件

単 行 案 1 件

承 認 1 件

報 告 2 件

以 上 5 件

4月市議会臨時会議案概要説明書

〔単行案〕

議案第40号

工事請負契約締結について

(契約検査課・消防本部総務課)

1 工 事 名
2 工 事 内 容

南消防署大清水出張所大規模改造工事
庁 舎 鉄筋コンクリート造ほか 2階建
対面塔 鉄骨造 平屋建
延べ床面積 956㎡

区 分	室 名
1階	事務室、会議室兼訓練室、救急消毒室、消毒準備室、出動準備スペース、更衣室、物入(2)、車庫(3)、倉庫(2)、油庫、多目的便所、便所(2)
2階	仮眠室(8)、女性用仮眠室、食堂、洗面・洗濯室、浴室(3)、リネン室、倉庫(2)、書庫、消火薬剤貯蔵タンク室、便所(2)

- ・建築工事 一式
- ・電気工事 一式
- ・管工事 一式

3 決定年月日
4 契約価格
(予定価格
決定率
5 請負人
6 契約方法

令和5年3月30日
223,300,000円
223,520,000円)
99.9%
丸中建設(株)
随意契約

[承認]

承認第1号 専決処分の承認について

(豊橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(国保年金課)

地方税法施行令の一部改正(令和5年政令第132号。令和5年3月31日公布)に伴い、早急に現行の国民健康保険税条例の一部を改正する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により去る3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの

○専決処分の内容

1 課税限度額の改定

区 分	課 税 限 度 額	
	改 正 後	改 正 前
基礎課税額	据置き	650,000円
後期高齢者支援金等課税額	220,000円	200,000円
介護納付金課税額	据置き	170,000円

2 軽減該当所得基準の緩和

(1) 5割軽減

改正後	前年所得が、次の金額の合計額(①+②+③)以下の世帯 ① 43万円 ② (一定の給与所得者の人数-1)×10万円 ③ 被保険者と特定同一世帯所属者の人数×29万円
改正前	前年所得が、次の金額の合計額(①+②+③)以下の世帯 ① 43万円 ② (一定の給与所得者の人数-1)×10万円 ③ 被保険者と特定同一世帯所属者の人数×28万5千円

(2) 2割軽減

改正後	前年所得が、次の金額の合計額(①+②+③)以下の世帯 ① 43万円 ② (一定の給与所得者の人数-1)×10万円 ③ 被保険者と特定同一世帯所属者の人数×53万5千円
改正前	前年所得が、次の金額の合計額(①+②+③)以下の世帯 ① 43万円 ② (一定の給与所得者の人数-1)×10万円 ③ 被保険者と特定同一世帯所属者の人数×52万円

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行後、継続して同じ世帯に属する者をいう。

3 特例対象被保険者等に係る申告に係る提示書類の明示

改正後	雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知
改正前	雇用保険受給資格者証その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類

4 適用時期

令和5年度分の国民健康保険税から適用

[報 告]

報告第7号 専決処分の報告について

(契約検査課・教育政策課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている変更契約の締結について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和5年4月12日
(2) 変更する議決 令和4年第65号議決
工事請負契約締結について(幸小学校南校舎長寿命化改良工事)

(3) 変更内容

契約価格	変更前	335,500,000円
	変更後	333,843,400円
	差引き	△1,656,600円

・外壁シーリングの打替えの施工数量の変更等のため

- 2 (1) 専決年月日 令和5年4月12日
(2) 変更する議決 令和4年第88号議決
工事請負契約締結について(東田小学校南校舎長寿命化改良工事)

(3) 変更内容

契約価格	変更前	319,000,000円
	変更後	321,981,000円
	差引き	2,981,000円

・外壁改修等の施工数量の変更のため

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和5年4月12日
- (2) 損害賠償の額 98,692円
- (3) 事故の概況 令和5年2月2日午後0時50分頃、岡崎市美合町地内の店舗駐車場において、本市職員(教育部美術博物館)が降車のため助手席のドアを開けたところ、隣接して駐車中の相手方所有の軽乗用自動車に誤って接触し、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)

- 2 (1) 専決年月日 令和5年4月12日
- (2) 損害賠償の額 551,000円
- (3) 事故の概況 令和5年2月15日午前8時15分頃、岩屋住宅において、空室の壁内の給水配管の劣化により大量の水道水が漏出し、階下にある相手方が居住する居室に漏水したため、相手方所有の家電製品等が損傷等したもの
(豊橋市過失割合 100%)